

会員団体の長各位  
(指定代表者)

特別会員の長各位

社団法人 全国浄化槽団体連合会  
会長 上山 健治郎

「東北関東大震災に伴う『見舞金』『義援金』の募金協力をお願い」に係る義援金の寄附金控除・損金算入のための事務処理等について(お願い)

貴会員におかれましては、平素より、当連合会の運営につきまして、格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、3月11日に発生致しました「東北関東大震災」の未曾有の被害に対して、全浄連では、3月25日開催の「理事会」において具体的な支援策等を決定し、「東北関東大震災に伴う『見舞金』『義援金』の募金協力等のお願い」(平成23.3.30付全浄連発第174号または第175号)にて、貴会員団体・貴特別会員各位あて「見舞金」「義援金」の募金のご協力をお願い致しました。

その際、「傘下会員からの義援金に対する税制上の優遇措置につきましては、現在、財務省等に照会中であり、判明次第ご案内申し上げます」としておりましたが、今般、税務署の確認・指導を得ましたので、以下にてお願い致します。

#### [1] 被災地への「義援金」について

今回の「義援金」の募金とその寄附は以下の方法で行います。(上記文書参照)

- ① 各会員団体(岩手・宮城・福島を除く)から、傘下会員(約12,000名)に、「1口5千円、1口以上何口でも可」として義援金をお願いする。
- ② 傘下会員からの義援金は、各会員団体経由で全浄連の特別口座にご送金頂き全浄連からの義援金と合せ、公的な義援金受付窓口(日本赤十字社とする)を通して、広く一般の被災者に贈呈する。

#### ※ 税務署の確認・指導内容

- (1) 義援金の寄附先 日本赤十字社
- (2) 募金要綱 上記全浄連発第174号(会員団体)・第175号(特別会員)
- (3) 募金団体の名称 全浄連会員団体名簿が必要(→全浄連で用意)
- (4) 義援金受付口座 専用口座が必要(→各会員団体において開設願います)
- (5) 義援金の預り証 預り証が必要な場合、その様式を統一  
(→全浄連で統一様式を決め、各会員団体に提示)
- (6) 義援金受付リスト 全浄連から日本赤十字社に寄附する際に提出  
(→各会員団体ごとに作成し、全浄連でまとめて税務署に提出する)

つきましては、貴会員におかれましては、「傘下会員の 義援金の寄附金控除・損金算入を可能とするため」、以下にて、事務処理等をご対応頂きたい、宜しく  
お願い申し上げます。

#### (1) 「義援金の受付専用口座等」の開設について

貴会員団体が傘下会員から「義援金」を募るにあたり、貴団体において、速やかに「義援金受付専用口座等の開設」をお願い致します。

別紙1の「会員団体が募集する義援金の受付専用口座等について」にご記入の上、全浄連あて、4月20日(水)までにご送付をお願い致します。

(FAX: 03-3267-9789)

#### (2) 義援金の「預り証」の発行について

- ① 義援金の「預り証」は原則、発行しないものと致します。
- ② ただし、寄附者が義援金を直接に貴会員団体に持参し現金で寄附される場合、または、振込あるいは払込された寄附者より特に預り証を求められた場合に限り、「預り証」(別紙2:様式案)の発行をお願い致します。

(注) 義援金につきましては、寄附者が貴会員団体が指定する銀行に振込む際に受取る「振込受付書(兼手数料受取書)」、ATM利用の場合は「ご利用明細」(ゆうちょ銀行の場合は「払込票」)をもって、税制上の優遇措置(ただし、要件を満たす場合)を受ける際の証明書類とすることが出来ます。

#### (3) 寄附者からの「義援金受付リスト」の作成について

貴会員団体の義援金とりまとめに際し、「義援金受付リスト(会員団体)」(別紙3:様式案)を作成し、全浄連義援金特別口座への振込と併せて、Excelデータで全浄連あて送付をお願い致します。

#### (4) 全浄連への「義援金の振込み」について

貴会員団体にてとりまとめ頂いた義援金は、下記の全浄連義援金特別口座にお振込み下さい。

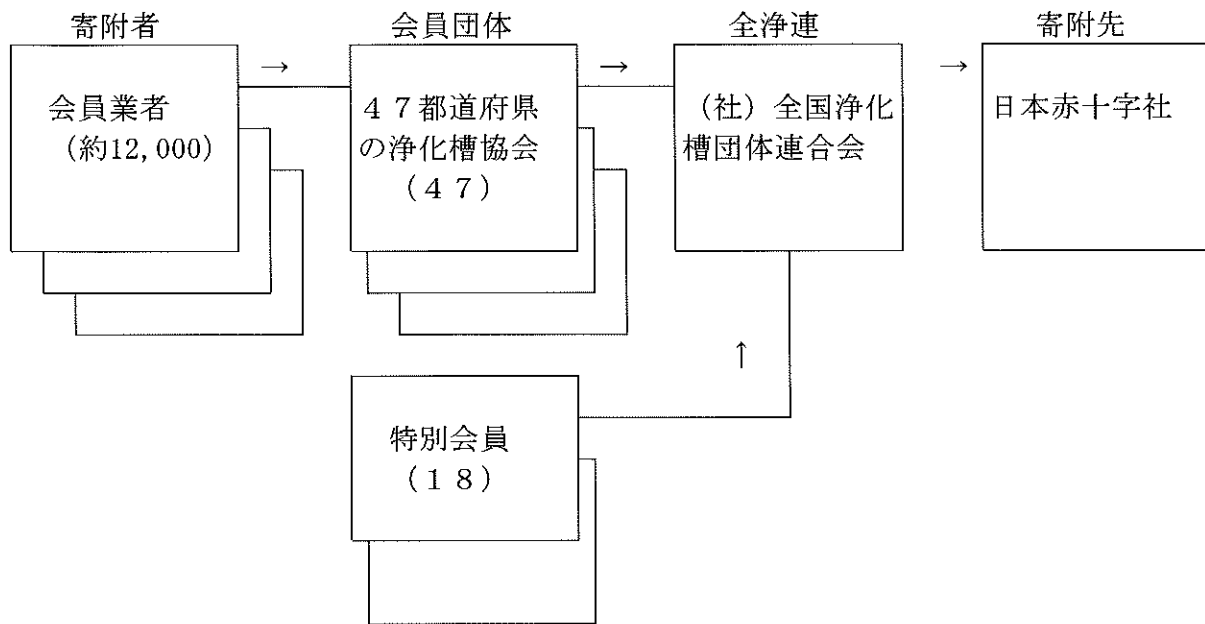
三菱東京UFJ銀行 市ヶ谷支店 普通0091858

社団法人 全国浄化槽団体連合会 東北関東大震災義援金特別口座

5月20日(金)までにお願い致します。

(上記文書では4月20日としておりましたが変更致しました)

(参考) 義援金のフロー図



[2] 被災地会員団体への「見舞金」について

今回は、以下にて「見舞金」の募金と贈呈を行います。(上記文書参照)

- ① 各会員団体(岩手・宮城・福島・茨城・千葉を除く)から、被災地会員団体への見舞金として「10万円」の拠出をお願いします。
- ② 見舞金は、全浄連の特別口座にご送金頂き、全浄連からの見舞金と合せ、被災地会員団体に贈呈する。

(1) 全浄連への「見舞金の振込み」について

貴会員団体からの見舞金は、下記の全浄連見舞金特別口座にお振込み下さい。

三菱東京UFJ銀行 市ヶ谷支店 普通0091845  
社団法人 全国浄化槽団体連合会 東北関東大震災見舞金特別口座

4月20日(水)までにお願い致します。(上記文書どおりです)

(2) 税法上の「見舞金」の扱いについて

今般、税務署の確認・指導によれば、義援金と異なり、「今回の見舞金については税制上の優遇措置は得られない」とのことです。宜しくお願い致します。